

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」新旧対照表

改正	現行
<p>本要領は、<u>産業競争力強化法第127条</u>の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下、「認定支援機関」という。）が実施する中小企業再生支援協議会事業（中小企業再生支援協議会の設置及び運営並びに支援業務部門による再生計画策定支援等の再生支援業務を実施する事業。以下、「協議会事業」という。）について、その内容、手続、基準等を定めるものである。</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 中小企業再生支援協議会 （1）中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」という。）の委員 認定支援機関の長は、原則として、当該地域における以下の機関を代表する者を協議会の委員に選任する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所、商工会、商工会連合会</li> <li>・商工中金、日本公庫等の政策金融機関</li> <li>・地域金融機関（地域金融機関の協会）</li> <li>・信用保証協会</li> <li>・都道府県中小企業支援センター</li> <li>・地域の弁護士会、中小企業診断協会等</li> <li>・その他中小企業支援機関等</li> <li>・都道府県（オブザーバーとしての参加も可）</li> </ul> <p>また、協議会事業が適切に行われるよう、国の<u>地方支分部局</u>（経済産業局等、財務局）がオブザーバーとして参加し、助言、支援等を行う。</p> <p>（2）～（3）</p>	<p>本要領は、<u>産業活力再生特別措置法第41条</u>の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下、「認定支援機関」という。）が実施する中小企業再生支援協議会事業（中小企業再生支援協議会の設置及び運営並びに支援業務部門による再生計画策定支援等の再生支援業務を実施する事業。以下、「協議会事業」という。）について、その内容、手続、基準等を定めるものである。</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 中小企業再生支援協議会 （1）中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」という。）の委員 認定支援機関の長は、原則として、当該地域における以下の機関を代表する者を協議会の委員に選任する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所、商工会、商工会連合会</li> <li>・商工中金、日本公庫等の政策金融機関</li> <li>・地域金融機関（地域金融機関の協会）</li> <li>・信用保証協会</li> <li>・都道府県中小企業支援センター</li> <li>・地域の弁護士会、中小企業診断協会等</li> <li>・その他中小企業支援機関等</li> <li>・都道府県（オブザーバーとしての参加も可）</li> </ul> <p>また、協議会事業が適切に行われるよう、国の<u>地方支分局</u>（経済産業局等、財務局）がオブザーバーとして参加し、助言、支援等を行う。</p> <p>（2）～（3）</p>

(略)

4. 支援業務部門

(略)

5. 窓口相談（第一次対応）

窓口相談の業務手順は、以下のとおりとする。

(1) ～ (4)

(略)

(5) 統括責任者は、窓口相談（第一次対応）の結果について、中小企業庁が別途定める様式に従って窓口相談対応報告書を作成し、各経済産業局等に提出するとともに、その写しを中小企業再生支援全国本部（各認定支援機関における協議会事業に対して助言等の支援業務等を行う全国的な組織。以下、「全国本部」という。）へ送付するものとする。

6. ～ 9.

(略)

(略)

4. 支援業務部門

(略)

5. 窓口相談（第一次対応）

窓口相談の業務手順は、以下のとおりとする。

(1) ～ (4)

(略)

(5) 統括責任者は、窓口相談（第一次対応）の結果について、中小企業庁が別途定める様式に従って窓口相談対応報告書を作成し、各経済産業局等に提出するとともに、その写しを中小企業再生支援全国本部（各認定支援機関における中小企業再生支援協議会事業を側面的に支援する全国的な組織。以下、「全国本部」という。）へ送付するものとする。

6. ～ 9.

(略)